

医療福祉費支給制限所得基準一覧表

(平成30年10月1日現在)

下記の表に掲げる各所得判定対象者の所得額が基準額以上の場合はマル福を受給できません。
 受給判定の際に、一律で80,000円の定額控除が認められます。源泉徴収票に記載された給与所得控除後の金額や、住民税課税証明書の合計所得金額などと比較するときには、「定額控除前」の欄をご覧ください。
 定額控除の他に医療費控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除などが認められる場合があります。

妊産婦・小児（児童手当支給制限額準用）

所得判定対象者	本人(本人・配偶者/小児の父母, 義父母)								扶養義務者
	所得基準額(千円)		扶養親族等のうち, 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合, その人数(人)(*3)						
	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	1		2		3		
扶養親族等数(人)			基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	所得基準額(千円)
0	6,220	6,300	(*1)	(*2)	(*1)	(*2)	(*1)	(*2)	10,000
1	6,600	6,680	6,660	6,740					
2	6,980	7,060	7,040	7,120	7,100	7,180			
3	7,360	7,440	7,420	7,500	7,480	7,560	7,540	7,620	
4	7,740	7,820	7,800	7,880	7,860	7,940	7,920	8,000	
5	8,120	8,200	8,180	8,260	8,240	8,320	8,300	8,380	

- (*1) 控除対象配偶者・扶養親族等 1 人につき 380 千円加算
 (*2) 定額控除金額 80 千円
 (*3) 老人控除対象配偶者・老人扶養親族等 1 人につ 60 千円加算

母子家庭の母子・父子家庭の父子（旧遺族基礎年金支給制限額準用）

所得判定対象者	本人(母子家庭の母子/父子家庭の父子)								扶養義務者
	所得基準額(千円)		扶養親族等のうち, 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合, その人数(人)(*3)						
	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	1		2		3		
扶養親族等数(人)			基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	所得基準額(千円)
0	3,016	3,096	(*1)	(*2)	(*1)	(*2)	(*1)	(*2)	10,000
1	3,396	3,476	3,496	3,576					
2	3,776	3,856	3,876	3,956	3,976	4,056			
3	4,156	4,236	4,256	4,336	4,356	4,436	4,456	4,536	
4	4,536	4,616	4,636	4,716	4,736	4,816	4,836	4,916	
5	4,916	4,996	5,016	5,096	5,116	5,196	5,216	5,296	

- (*1) 控除対象配偶者・扶養親族等 1 人につき 380 千円加算
 (*2) 定額控除金額 80 千円
 (*3) 老人控除対象配偶者・老人扶養親族等 1 人につ 100 千円加算
 特定扶養親族があるときは、特定扶養親族 1 人につきさらに 150 千円加

重度心身障害者等（特別児童扶養手当支給制限額準用）

所得判定対象者	本人						配偶者/扶養義務者							
	所得基準額(千円)		扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数(人)(*3)						所得基準額(千円)		扶養親族等のうち、老人扶養親族者等がいる場合、その人数(人)(*5)			
	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	1		2		3		基準額 (*4)	定額控除前 (*2)	1		2	
		基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)			基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	基準額 (*1)	定額控除前 (*2)	
0	5,129	5,209							6,287	6,367				
1	5,509	5,589	5,609	5,689				6,536	6,616	6,536	6,616			
2	5,889	5,969	5,989	6,069	6,089	6,169		6,749	6,829	6,809	6,889	6,809	6,889	
3	6,269	6,349	6,369	6,449	6,469	6,549	6,569	6,962	7,042	7,022	7,102	7,082	7,162	
4	6,649	6,729	6,749	6,829	6,849	6,929	6,949	7,175	7,255	7,235	7,315	7,295	7,375	
5	7,029	7,109	7,129	7,209	7,229	7,309	7,329	7,368	7,468	7,448	7,528	7,508	7,588	

- (*1) 控除対象配偶者・扶養親族等1人につき 380千円加算
 (*2) 定額控除金額 80千円
 (*3) 老人控除対象配偶者・老人扶養親族等1人につきさらに 100千円加算
 特定扶養親族があるときは、特定扶養親族1人につきさらに 150千円加算
 (*4) 扶養親族等2人以上いて、1人につき 213千円加算
 (*5) 老人控除対象配偶者・老人扶養親族等1人につきさらに 60千円加算
 ※【扶養親族等の数=老人扶養親族等の数】の場合には、【老人扶養親族等の数-1】人